

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年二月十三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 リョービ・プラッツ玉島

所在地 倉敷市玉島中央町三丁目七五五一一五

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 両備バス株式会社

住所 岡山市西大寺上一丁目一一五〇

代表者の氏名 代表取締役 小嶋 光信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 千八百五十・〇平方メートル

(変更後) 千七百九十一・〇平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時 (変更後) 午前八時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後十時三十分まで

(変更後) 午前七時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

平成十九年三月十五日

5 変更事項以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

ア 名称 両備バス株式会社

住所 岡山市西大寺上一丁目一一五〇

代表者の氏名 代表取締役 小嶋 光信

イ 名称 有限会社南田精肉店

住所 倉敷市玉島中央町一丁目二四一一

代表者の氏名 代表取締役 南田 昌己

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 九十台

イ 駐輪場の収容台数 五十九台

- ウ 荷さばき施設の面積 七十・〇平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 五十八・五立方メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数 八箇所
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後六時まで

二 届出年月日

平成十九年二月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年二月十三日から平成十九年六月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷市経済局産業労働部産業振興課